

各
都道府県知事
市 町 村 長
特 別 区 長
殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により市町村長が行う予防接種に係る事務運用の詳細については、「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 2 号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」により示しているところです。

今般、同要領の一部について、下記により、別紙 1～7 のとおり改正することとしましたので、貴職におかれましては、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言であることを申し添えます。

記

第 1 改正の概要

- 1 予防接種法第 5 条第 1 項に基づく定期の予防接種について、令和 8 年 4 月 1 日から R S ウイルス感染症を追加することに伴う所要の改正を行うとともに、予診票様式を新たに追加する。
- 2 予防接種法第 5 条第 1 項に基づく肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る）の定期の予防接種について、現在小児の肺炎球菌感染症の定期接種に用いている沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチンを高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種に用いるワクチンとして位置づけることに伴う所要の改正を行う。
- 3 予防接種法第 5 条第 1 項に基づくジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎（ポリオ）、破傷風の定期の予防接種について、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（四種混合ワクチン）の販売が中止され、すでに医療機関に存在する当該ワクチンの在庫の使用期限が終了したことに伴い、所要の改正を行う。
- 4 予防接種法第 5 条第 1 項に基づくインフルエンザの定期の予防接種について、接

種不適當者に関する記載を削除する。

5 予防接種法第5条第1項に基づくヒトパピローマウイルス感染症の定期の予防接種について、組換え沈降2価及び4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを定期接種に用いるワクチンから除くこと並びにキャッチアップ接種が終了することに伴う所要の改正を行う。

6 その他、所要の改正を行う。

第2 適用期日

令和8年4月1日